特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

佐賀県知事

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

令和5年12月14日

［平成30年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容　※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1.納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉱区税、軽油引取税、産業廃棄物税等) 2.収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3.納税者の宛名情報の管理を行う共通宛名管理業務 ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 関係機関等から提供される、賦課に要する情報の確認を行う。 ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥ 納税者が納付書により納付したことについて，金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑦ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑧ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑪ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。 (※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)
③対象人数	[　30万人以上　] <選択肢> 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税総合情報システム
②システムの機能	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理 1.課税管理サブシステム：課税、減免等の課税管理業務を行う。 2.収納管理サブシステム：収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務を行う。 3.滞納整理サブシステム：督促状送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納整理業務を行う。 4.宛名管理サブシステム：納税者の宛名情報の管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　(国税連携システム、電子申告システム　)

システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))

システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 :都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供 :都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 :法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 :代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 :都道府県知事保存本人確認ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・団体内統合宛名番号付番機能 ： 団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等を行う機能。 ・宛名情報等管理機能 ： 団体内統合宛名番号、個人番号、業務種別、業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。 ・基本4情報等出力機能 ： 個人番号、基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等を行う機能。 ・符号取得支援機能 ： 符号取得支援等を行う機能。 ・情報提供支援機能 ： 中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。 ・情報照会支援機能 ： 中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 ・庁内連携支援機能 ： 個人番号を利用した庁内連携の支援等を行う機能。 ・共通変換機能 ： 文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。 ・職員認証・権限管理機能 ： 職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー ）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、番号連携サーバー等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能：情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に附与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の消去を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他 （ ）

システム6	
①システムの名称	電子申告システム
②システムの機能	・電子申告システムは、インターネットを通じた地方税の電子申告等が行えるよう、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続き等を行うことができる。 ・電子申告システムには、納税者等からの申告を受付、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて、各県へ申告書等データを送付する等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 （ 地方税ポータルシステム（eLTAX） ）

3. 特定個人情報ファイル名	
税個人情報データベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	〇県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	〇県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表第1　16の項　99の項 第9条第6項 第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　実施する　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号　別表第2　28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税政課
②所属長の役職名	税政課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容
※別紙参照
（備考）

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税個人情報データベースファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類　※		[　　　システム用ファイル　　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		納税者及び課税調査対象者
	その必要性	公平・公正な賦課徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	1　個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するため 2　4情報及び連絡先：賦課決定に際しての課税要件の確認、納税通知書等の送付先の確認及び本人への連絡等のため 3　国税関係情報：国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4　地方税関係情報：他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うため 5　障害者福祉関係情報：障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うため 6　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護受給者に対する税の軽減を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		総務部税政課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 社会福祉課、障害福祉課、市町支援課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、税務署、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の都道府県、市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申告システム ）
③入手の時期・頻度		＜定期的に入手する情報＞ ・自動車税種別割　及び　自動車税環境性能割にかかる自動車登録情報については月次。 ＜随時に入手する情報＞ ・税務署(国税庁)及び他の都道府県から、国税連携システムにより、地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報は年間を通して日次で入手している。 ・申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。 ・・・申告及び届出時「申請等を受け付けた都度」 　納税者の特定時「事務上、納税者の特定が必要な都度」
④入手に係る妥当性		・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して、電子データで国税連携データを入手している。（地方税法第46条第5項、第72条の59第１項） ・新規の申告又は届出等については、紙または電子の申告書及び届出書等を受け付け、課税事務等に必要な情報を随時入手する。（番号法第9条第1項別表第1の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による申告又は届出等）） ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署を通じて納税者の情報の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び団体内統合宛名システム)を通じて随時入手する。
⑤本人への明示		・本人から入手する情報については、入手すること及び利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。 ・本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りではないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。
⑥使用目的 ※		○県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化するため。 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ○納税者の利便性向上 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報により、県税の還付を受ける際に振込口座情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。
	変更の妥当性	－

⑦使用の主体	使用部署 ※	佐賀県総務部税政課、佐賀県内の各県税事務所（佐賀、武雄、唐津）
	使用者数	[　　100人以上500人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法　※		① 課税管理に関する事務　　申告 及び 届出等による情報から、課税管理業務を行う。 ② 収納管理に関する事務　　収納 及び 課税等の情報から、収納、還付 及び 充当等の収納管理業務を行う。 ③ 滞納整理に関する事務　　滞納者情報等から、滞納整理業務を行う。 ④ 宛名管理に関する事務　　納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。 ⑤国税連携に関する事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システムを通じて国税庁及び他の都道府県より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ・受け取った電子データを税総合情報システムに登録する。 （主な使用方法） ・個人事業税 　・申告書等の情報を税総合情報システムに登録する。 　・税総合情報システムに登録された情報を基に、個人事業税の賦課及び徴収を行う。
	情報の突合　※	① 課税管理に関する事務 課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、税の軽減等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等 から入手した関係情報との突合を行う。 ①～③に係る④宛名管理に関する事務 納税義務者 及び 課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報 と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等から入手した関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を使用して、特定の個人が判別しうるような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定　※	地方税関係情報及び障害者関係情報等により、地方税の賦課・減額決定を行う。滞納処分情報により滞納処分を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ 1） 委託する 2） 委託しない （ 5 ） 件
委託事項1	税総合情報システムにおける運用業務
①委託内容	税総合情報システムに関する運用に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1） 特定個人情報ファイルの全体 2） 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1） 1万人未満 2） 1万人以上10万人未満 3） 10万人以上100万人未満 4） 100万人以上1,000万人未満 5） 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
その妥当性	税総合情報システムの再構築及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課・徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有しているシステムの保守運用を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1） 10人未満 2） 10人以上50人未満 3） 50人以上100人未満 4） 100人以上500人未満 5） 500人以上1,000人未満 6） 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社佐賀支店
再委託 ⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1） 再委託する 2） 再委託しない
再委託 ⑧再委託の許諾方法	・再委託承認申請を受けて、再委託の必要性や業務内容、再委託のセキュリティ管理体制を確認した上で再委託を承認している。
再委託 ⑨再委託事項	税総合情報システムの運用業務の一部
委託事項2	帳票運用、帳票印刷業務
①委託内容	帳票運用、帳票印刷業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1） 特定個人情報ファイルの全体 2） 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1） 1万人未満 2） 1万人以上10万人未満 3） 10万人以上100万人未満 4） 100万人以上1,000万人未満 5） 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
その妥当性	大量出力帳票印刷業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1） 10人未満 2） 10人以上50人未満 3） 50人以上100人未満 4） 100人以上500人未満 5） 500人以上1,000人未満 6） 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　　　　　　　　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社佐賀電算センター
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		帳票の封入封緘
①委託内容		帳票の封入封緘
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体　2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満　2）1万人以上10万人未満　3）10万人以上100万人未満　4）100万人以上1,000万人未満　5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	大量の通知書等を迅速に封入封緘し、できるだけ迅速に県民に発送する必要があるため、当該業務に必要な機器を保有し、紙媒体を他の業務と区画された施設で所定の期間内に処理可能な業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[　10人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満　3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満　5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　] 専用線　[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　（　　　　　　　　　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社コーユービジネス
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		国税連携システム連携に係る運用業務	
①委託内容		ASPサービスによる、国税連携システムと税総合情報システム間とのデータ連携等に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	＜選択肢＞ 1） 特定個人情報ファイルの全体 2） 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1） 1万人未満 2） 1万人以上10万人未満 3） 10万人以上100万人未満 4） 100万人以上1,000万人未満 5） 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告書の申告者等）で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業（法定業種）の課税調査対象者	
	その妥当性	国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1） 10人未満 2） 10人以上50人未満 3） 50人以上100人未満 4） 100人以上500人未満 5） 500人以上1,000人未満 6） 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN） ）	
⑤委託先名の確認方法		認定委託先事業者が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1） 再委託する 2） 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	認定委託先事業者から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託先に当該委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、再委託を承諾している。	
	⑨再委託事項	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	

委託事項5		電子申告システム連携に係る運用業務	
①委託内容		ASPサービスによる、電子申告システムと佐賀県間のデータ連携等に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	＜選択肢＞ 1） 特定個人情報ファイルの全体 2） 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1） 1万人未満 2） 1万人以上10万人未満 3） 10万人以上100万人未満 4） 100万人以上1,000万人未満 5） 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者	
	その妥当性	電子申告データ審査サーバを、委託利用型により利用しているため。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1） 10人未満　2） 10人以上50人未満 3） 50人以上100人未満　4） 100人以上500人未満 5） 500人以上1,000人未満　6） 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [○] その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN） ）	
⑤委託先名の確認方法		認定委託先事業者が決定した際には入札結果として佐賀県公式ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1） 再委託する　2） 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	認定委託先事業者から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託先に当該委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、再委託を承諾している。	
	⑨再委託事項	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の課税のために、提供した特定個人情報を利用し、調査及び賦課決定を行う。
③提供する情報	佐賀県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1） 1万人未満 2） 1万人以上10万人未満 3） 10万人以上100万人未満 4） 100万人以上1,000万人未満 5） 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	佐賀県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN） ）
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所　※		＜税総合情報システムにおける措置＞ ・生体認証による入退場制限及び監視カメラによる入退室を監視しているデータセンターのサーバ室内に設置したサーバーに保管する。 ・サーバ等設置施設は、停電によるデータの消失を防ぐための無停電電源装置、火災によるデータの消失を防ぐための消火設備を完備している。 ・地震によるデータの破損を防ぐため、耐震構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室管理としている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・データセンターのサーバー室内に設置したサーバーに保管し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜国税連携システム、電子申告システムにおける措置＞ ・データセンター内に構築したサーバーに保管し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 ＜その他の措置＞ ・申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。
②保管期間	期間	[　10年以上20年未満　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	地方税法で定める除斥期間、徴収権の消滅時効、過誤納金等の還付請求権の消滅時効の規定により定められた期間を考慮して、以下の要領で消去することとする。 ・次のいずれか遅い日以後のデータは消去することとする。 ①法定納期限の翌日から起算して10年を経過する日 ②完納日の翌日から起算して5年を経過する日 ③時効到来日（不納欠損）の日の翌日から起算して5年を経過する日
③消去方法		＜税総合情報システムにおける措置＞ ・保存期間を過ぎた不用となったデータについては、消去する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・データについては、定められた手順によりシステムで消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜国税連携システム、電子申告システムにおける措置＞ ・税総合情報システムへのデータ連携（又は印刷）が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。 ・情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、消去する。 ＜その他の措置＞ ・保管期間が過ぎた申請書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

※別紙参照

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名

税個人情報データベースファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法等に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者に関する情報しか入手することはできない。 ・他機関や庁内他部署から情報を入手する際は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行わない。 ・国税連携システムは、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外の入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税者が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、必要な情報以外を入手することを防止する。 ・他機関や庁内他部署から情報を入手する際は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行わない。 ・国税連携システム及び電子申告システムでは、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書等の提出により情報を入手する場合には、賦課徴収等の使用目的を説明した上で申請書等の提出を受けることにより、不適切な方法での入手が行われないようにする。 ・申請書等は本人(または本人の代理人)から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は担当所属名及び所在地を明記するよう案内し、当該所在地宛てに郵送していただく。 ・他機関や庁内他部署から情報を入手する際は、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立したその他機関及び庁内連携システムからのみ入手する。 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人からの個人番号の提供を求める場合は、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ・他機関や庁内他部署から情報を入手する場合は、特定個人情報の入手元が本人確認を行ったうえで情報を入手していることが前提となっている。 ・国税庁から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人からの個人番号の提供を求める場合は、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しにより、個人番号の真正性を確認する。 ・代理人からの個人番号の提供を求める場合は、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ・国税庁から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確認している。 ・本人又はその代理人からの変更の申し出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。 ・国税連携システムで国税庁から入手する場合は正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・国税連携システムで他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。
その他の措置の内容	−
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている 2） 十分である 3） 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書等は本人(または本人の代理人)から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は担当所属名及び所在地を明記するよう案内し、当該所在地宛てに郵送していただく。 ・特定個人情報を取り扱うネットワーク、システムについてはアクセス制御や暗号化を実施する。 ・国税庁から地方税ポータルシステム（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）から国税連携システム及び電子申告システムまでは、閉域網である総合行政ネットワーク（LGWAN)を利用するとともに、暗号化通信を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている 2） 十分である 3） 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
−	

3．特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理を行い、権限のない者による情報へのアクセスやデータの改ざんが行われないようにする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・税総合情報システムには、県税の賦課徴収関係事務に関係のない情報を保有しない。 ・税総合情報システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。 ・事務に必要のないシステムとのデータ連携は制限しており、個人番号との紐付けが必要のない情報との紐付けをさせることはない。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・個人ごとのユーザーID管理と生体認証によって、権限がない者は端末の利用及びシステムへの接続ができなくなっている。 ・使用者ごとに権限管理を行い、各事務の範囲を超えた利用はできないようにしている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	＜税総合情報システムにおける措置＞ ①発効管理 ・ユーザーIDの発効は、人事情報に基づき全庁共通システムの職員情報と連携し管理している。 ・税総合情報システムの利用者登録は、所属長からの申請に基づきセキュリティ責任者が登録を行い、一元管理している。 ②失効管理 ・ユーザーIDの失効は、人事情報に基づき全庁共通システムの職員情報と連携し管理している。 ・税総合情報システムの利用者削除は、所属長からの申請に基づきセキュリティ責任者が削除を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 発行管理：事務と情報項目の対応付けを行った、ユーザー登録とアクセス権限の付与を行う。 失効管理：管理者が権限者の異動情報等を確認し、異動等があった場合は、管理者権限によりID等を失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・個人ごとのユーザーID管理による権限管理を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う税総合情報システムのアクセス権限は、班、所属に応じ必要最低限の事務しか利用できないよう権限管理を行っている。 ・ユーザーIDについては、セキュリティ責任者が年1回チェックを行い、不要なIDが残存しないようにする。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムにおいて、利用可能な機能及び特定個人情報のアクセス制御、ログの管理を行う。 ・ユーザ登録と権限の見直しを年1回行う。	

特定個人情報の使用の記録	[　記録を残している　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・システムの操作履歴をすべて記録する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムでは、各種ログを収集し、万一事故が発生した場合に追跡の基礎情報を取得する可能な措置を実施する	
その他の措置の内容	–	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・システムのメニュー画面で当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。 ・税務職員研修及び職員研修において、事務外での利用の禁止を周知する。 ・地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する事務に従事している者、または従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守するよう、徹底する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 個人番号及び特定個人情報を利用した場合、詳細な操作履歴を保存・管理して、漏えい時の追跡が可能とする。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・バックアップは日次で全てのデータを取っており、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかけている。 ・バックアップデータは、特権ユーザのみ参照可能となるように、ユーザ制限、サーバアクセス制限を行っている。 ・すべての操作ログをとっており、月1回自己点検を実施する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・個人番号及び特定個人情報を利用した場合、詳細な操作履歴を保存・管理して、漏えい時の追跡が可能とする。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
–		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		<税総合情報システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置> ・委託先（国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者）選定時に、情報管理体制の確認を行っている。 ・契約書に個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項を含めている。 ※「個人情報取扱と情報セキュリティの特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修、その他必要事項を列挙したもの。 ・個人情報の管理体制等報告書の提出を求め、変更があった時には変更報告書の提出を受けている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　制限している　]　<選択肢> 1）制限している　2）制限していない
	具体的な制限方法	<税総合情報システムにおける措置> ・税総合情報システムにアクセスできる作業従事者に対して、個人情報や開発情報を扱うための誓約書を書面として提出させ、管理体制等の詳細情報は仕様書にて記載し、提出させている。 ・県のシステムを利用する際は、業務従事者ごとのユーザIDとパスワードによりアクセス制御を行い、必要最低限の利用範囲とする。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 <国税連携システム及び電子申告システムにおける措置> ・システムにアクセスできる者を、作業従事者のみに制限している。 ・作業従事者がシステムへのアクセスする際は、暗証番号による認証を導入している。 ・作業従事者はあらかじめ承認された手順で作業を行い、ファイルの内容については閲覧・更新をさせないようにしている。 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　記録を残している　]　<選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	<税総合情報システムにおける措置> ・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID,操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録等のログを取っている。 ・月1回データの自己点検を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルの取扱い記録（アクセスログ）を残し、不正な操作を抑制する。 <国税連携システム及び電子申告システムにおける措置> ・システムへのアクセス記録については、システムがアクセス記録等へのログを全件記録し、7年間保管する。 ・不正な操作等がないか、記録されたログの内容を県が月1回点検する。
特定個人情報の提供ルール		[　定めている　]　<選択肢> 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	該当なし（委託先（国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者）から他者への提供はない。）

	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置＞ ・特定個人情報の取扱について年1回報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査する。 ・委託先（国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者）との契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託（佐賀県の承諾があるときを除く）の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への周知等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・委託先に特定個人情報等を提供する際は、所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報の授受を行う。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置＞ ・委託先（国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者。この項目において以下同じ。）との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 ・委託先が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示した時はその指示に従うものとする。 ・委託先が契約による事務を処理するにあたり、取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査できるものとする。 ・委託先が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・本業務委託において利用する情報資産を消去・廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄する情報資産の内容、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・個人情報に係る秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(佐賀県の承諾があるときを除く) ・個人情報に係る事務完了後の資料等の返還 ・事務従事者への周知及び指導監督 ・個人情報の取扱い状況に関する随時実地調査 ・事故発生時における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行ってい　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	＜税総合情報システム、国税連携システム及び電子申告システムにおける措置＞ ・業務上再委託する必要がある場合には、委託先（国税連携システム及び電子申告システムにおいては認定委託先事業者）から再委託の承諾願と再委託先における秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、再委託の承諾をする。 ・再委託先に対しても、委託先と同等の個人情報に係る個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・業務上、再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意を取るとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取り扱いを図る。

その他の措置の内容	−
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
−

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1） 記録を残している 2） 記録を残していない
	具体的な方法	・国税連携システムを利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。（記録の保存期間は最大730日） ・国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、総合行政ネットワーク（LGWAN)を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するよう、システムで制御している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1） 定めている 2） 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システムを利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルシステム（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている 2） 十分である 3） 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルシステム（eLTAX)と都道府県間は閉域網である総合行政ネットワーク（LGWAN)、地方税ポータルシステム（eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている 2） 十分である 3） 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・国税連携システムにおいては、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルシステム（eLTAX)までは閉域網である総合行政ネットワーク（LGWAN)が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルシステム（eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 ・なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルシステム（eLTAX)から他都道府県までは、閉域網である総合行政ネットワーク（LGWAN)が利用されているほかは、同様であり、提供の際に、複数人により、提供情報及び提供先の確認を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている 2） 十分である 3） 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

<table>
<tr><th colspan="2">6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）</th></tr>
<tr><td colspan="2">リスク1：　目的外の入手が行われるリスク</td></tr>
<tr><td>リスクに対する措置の内容</td><td>＜県税の賦課徴収に関する事務における措置＞
・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、税務職員に対して、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞
・業務システムの利用事務は業務システムの利用者認証と事務権限を判断のうえ、事務及び手続きの利用可能な範囲内で情報の入手ができる仕組みとする。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
（※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。
（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</td></tr>
<tr><td>リスクへの対策は十分か</td><td>[　十分である　]　＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている　2） 十分である　3） 課題が残されている</td></tr>
<tr><td colspan="2">リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</td></tr>
<tr><td>リスクに対する措置の内容</td><td>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞
・業務システムの利用事務は業務システムの利用者認証と事務権限を判断のうえ、事務及び手続きの利用可能な範囲内で情報の入手ができる仕組みとする。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク（LGWAN）及び庁内ネットワーク）を利用することにより、安全性を確保している。
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</td></tr>
<tr><td>リスクへの対策は十分か</td><td>[　十分である　]　＜選択肢＞ 1） 特に力を入れている　2） 十分である　3） 課題が残されている</td></tr>
</table>

リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜県税の賦課徴収に関する事務における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムより入手した特定個人情報について、税総合情報システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、届出または申告時には、その都度、その内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、各事務実施者が入手する情報照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・統合宛名システムと業務システム、および中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク（LGWAN）及び庁内ネットワーク）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク（LGWAN）等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れて遵守している 2） 十分に遵守している 3） 十分に遵守していない 4） 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れて整備している 2） 十分に整備している 3） 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れて整備している 2） 十分に整備している 3） 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れて周知している 2） 十分に周知している 3） 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1） 特に力を入れて行っている 2） 十分に行っている 3） 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限 及び 監視カメラによる入退室を監視している。 ・停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備している。 ・地震によるデータの破損を防ぐため、耐震構造を備えた施設内にサーバ等を設置している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退室管理としている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・庁内ネットワークのセグメントとは別のＶ－LAN上に、ファイヤーウォール等の機器を使用したDMZ空間を形成し、統合宛名システムを設置することにより、不正なアクセスを防止する対策を行う。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・データセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜国税連携システム及び電子申告システムにおける措置＞ ・サーバはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、指紋認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。 ＜その他の措置＞ ・申請書等の紙媒体については、頻繁に閲覧する必要がないものは、鍵付きのロッカー等で保管する。また、頻繁に閲覧する紙媒体であっても、職員の帰庁時には全て鍵付きのロッカー等で保管する。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜税総合情報システムにおける措置＞ ・システムへのアクセスは個人ごとのユーザーID管理と生体認証によって制御されている。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、外部から隔離されたネットワーク（個人番号利用事務用ネットワーク）上で運用している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。 ・OSや導入するソフトウェアに対するセキュリティパッチはその有効性及び必要性を検証したうえで適用する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜国税連携システム及び電子申告システムにおける措置＞ ・サーバーにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、月1回アクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、総合行政ネットワーク（LGWAN)上で運用している。	
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし
	その内容	委託事業者によるメールの誤送信（誤って個人情報を含むファイルを送付したもの）	
	再発防止策の内容	職員及び委託事業者へ、個人情報を適切に取り扱うよう周知・徹底を行う。 個人情報を含むファイルと個人情報を含まないファイルを分けて管理する。	
⑩死者の個人番号		[　　保管している　　]	＜選択肢＞ 1）保管している　　2）保管していない
	具体的な保管方法	＜税総合情報システムにおける措置＞ 死者の個人番号は生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 統合宛名システムでは、死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。	

その他の措置の内容	–
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<税総合情報システムにおける措置> 賦課、徴収業務に使用している基本4情報は、必要に応じて住基ネットに照会し、税総合情報システムに保持する情報を最新のものに更新している。なお、使用されなくなったデータは、情報ごとに定められた保存期間を経過後に消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて、必要に応じて照会し、保持する情報を最新のものに更新している。なお、使用されなくなったデータは、情報ごとに定められた保存期間を経過後に消去する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
手順の内容	<税総合情報システムにおける措置> ・保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムからデータ消去する。 ・保管期間の過ぎたバックアップも消去する。 ・紙媒体は保管期間が過ぎると、シュレッダーによる裁断、外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーのデータ消去に合わせ、団体内統合宛名システムの副本データの消去を行う。
その他の措置の内容	–
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ②廃棄、保管転換又はリース返却時、対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ③コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺機器の廃棄、保管転換又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破砕、溶解、その他の記憶装置または記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。	

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜税総合情報システム＞ 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年１回担当部署内でチェックを実施する。 ＜中間サーバー･プラットフォーム＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、年1回自己点検を実施することとしている。 ＜国税連携システム＞ 国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜電子申告システム＞ 電子申告等安全性基準（平成31年総務省告示第152号）に基づき、自己点検を実施している。	
②監査	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜税総合情報システム＞ 内部監査を以下の観点から実施するとともに、監査の結果を踏まえ、体制や規程を改善していく。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知、教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー･プラットフォーム＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、年1回監査を行うこととしている。 ＜国税連携システム及び電子申告システム＞ ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査（外部監査）の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることとしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜税総合情報システム＞ ・県税の賦課徴収に関する事務に携わる職員に対して、特定個人情報の保護に関する研修を年1回実施する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者等に対しては、特定個人情報の取扱いに関する規定に反し不正に当該情報にアクセスし、又は漏えいなど法令違反を行った場合は、佐賀県は告発を行い、処分の対象となる旨を必ず教育内容に盛り込み、従業者等へ教育の徹底をはかる。 ＜中間サーバー･プラットフォーム＞ ・中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜国税連携システム及び電子申告システム＞ 国税連携システム及び電子申告システムにあっては、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	

３．その他のリスク対策

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
①請求先		佐賀県　総務部　税政課　電算担当 〒840－8570　佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話：0952－25－7022
②請求方法		指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
	特記事項	県ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等		[　無料　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：※写しの交付に要する費用については、実費を徴収。写しの交付に要する費用の納付方法：現金、納付書等（郵送による交付の場合は、送付に係る郵便切手）　）
④個人情報ファイル簿の公表		[　行っていない　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
	個人情報ファイル名	－
	公表場所	－
⑤法令による特別の手続		－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		－

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐賀県　総務部　税政課　電算担当 〒840－8570　佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話：0952－25－7022
②対応方法	受付時に、問い合わせに対し「問い合わせ日時」「問い合わせ者」「対応者」「問い合わせ内容」等の記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月14日
②しきい値判断結果	[　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載及び総務部税政課、県民総合相談・情報提供窓口(行政の窓口)等への備付により全項目評価書(案)の公示を行い、電子メール、郵送、ファックスにて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和5年8月7日～令和5年9月6日
③期間を短縮する特段の理由	_
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年9月22日、令和5年10月13日
②方法	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定に基づき、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の方法による。
③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価書(別添3を含む)について確認され、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。 なお、県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、特定個人情報保護評価書に記載された安全管理措置を確実に実行することに加えて、職員への実務に即した継続的な教育及び研修、県の責任において委託業者に対する厳格な管理監督等を行うことが重要であるため、これらの対応を適時・適切に実施すること。また、情報セキュリティ等を取り巻く環境は常時変化しており、今後新たなリスクが特定されることも想定されるため、時機を捉えたリスクの分析及び評価を行い、その対策についても不断の見直し・検討を行うよう付言された。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	※別紙参照				